

 広報

にしかつら

平成20年
10
月号



児童館自然体験キャンプ



発行：西桂町役場 総務課 広報担当

広報に関するご意見・ご質問は

TEL : 0555-25-2121 FAX : 0555-20-2015
E-mail : kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

第30回

町民文化祭

参加者
参加作品
募集!



とき 平成20年11月2・3日
ところ 西桂町YLO会館

展示作品募集

～ 絵画、書道、手芸、写真、陶芸 等 ～

申込期日 10月17日(金)
午後5時(時間厳守)

※申込みのない作品は、展示できません
ので御了承ください。

展示作品搬入 11月1日(土) 午後5時
西桂町YLO会館内

サークル等団体で展示を行いたい場合には、
事前にご連絡ください。

《展示作品募集要項》

- 一人一部門につき2作品まで出展できます。
- 町民及び町内勤務者が対象です。
- 自分で作成したものに限ります。
(一部例外があります。)
- 営利目的の作品や宗教色の濃い作品は
ご遠慮願います。
- 作品は額入れまたは、裏打ちし、
仮巻きか仮表装をお願いします。
- 書道作品は半切以下でお願いします。



町民文化祭

俳句募集

～ 四季雑詠 ～

受付期間 10月10日(金)まで
※ 期日外の投句は受付ませんので
御注意ください。

投句場所 西桂町YLO会館内投句箱
(氏名・住所を明記)

応募資格 町内在住者、在勤者

その他 一人5句以内

● 投句作品は文化祭に展示します。



俳句運座

日時 11月2日(日)
午後7時00分～

場所 西桂町YLO会館
2階 和室



文化協会会員募集!!

西桂町文化協会には、美術・書道・華道・手芸・合唱・詩吟・舞踊・俳句・茶道・囲碁・器楽・歌謡・大正琴・古美術研究・写真・シルバーコーラス・陶芸・世さ来いみつとうげ・二胡といった、さまざまな部会があり、地域文化の向上や情緒豊かな人間像の探究のためそれぞれ熱心に活躍しています。技術を習得したい方、なかまづくりをしたい方、新しい自分を創造・発見したい方など、上記の文化活動に興味をもたれた方は、お気軽に文化協会事務局までお問合せください。

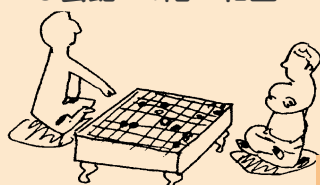
囲碁大会参加者募集

日時 10月26日(日) 午前9時～

受付場所 西桂町YLO会館 1階 和室

参加費 1,000円

● 昼食を用意します!!



文化祭に関するお問い合わせ先

西桂町教育委員会

TEL 25-2941 (担当: 川村)

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、西桂町の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

この法律は地方自治体の財政状況を四つの指標（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）で数値化し、その指標によって破たんの可能性が高い「早期健全化団体」や、破たん状態にある「財政再生団体」を認定し、再建に向けた計画策定と実施を義務付ける法律です。

西桂町では、いずれの指標においても早期健全化基準を下回っているため、健全な財政状況であると判断されます。

1. 健全化判断比率

指 標 名	決算に基づく数値	早期健全化基準	財政再建基準
①実質赤字比率	—	15.00 %	20.00 %
②連結実質赤字比率	—	20.00 %	40.00 %
③実質公債費比率	8.1 %	25.0 %	35.0 %
④将来負担比率	—	350.0 %	

2. 資金不足比率

特別会計名	決算に基づく数値
簡易水道特別会計	—
下水道特別会計	—

※—は0 %以下のため数値として算定されません。

①実質赤字比率 一般会計及び三ツ峠グリーンセンター事業特別会計における標準財政規模（注）に対する実質収支の赤字割合で、西桂町の場合、15.00 %が早期健全化の警戒ラインですが、平成19年度決算では約5,185万円の黒字決算となっているため、数値としては算定されません。

※標準財政規模：地方自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模

②連結実質赤字比率 一般会計と国民健康保険などの全ての特別会計における標準財政規模における質収支の赤字割合で、西桂町の場合、20.00 %が早期健全化の警戒ラインですが、平成19年度決算では約7,507万円の黒字決算となっているため、数値としては算定されません。

③実質公債費比率 標準財政規模に対する地方債の償還に要した一般財源の割合（3年平均）で、西桂町の場合、25.00 %が早期健全化の警戒ラインですが、平成19年度決算では8.1 %となっています。

④将来負担比率 標準財政規模に対する将来負担額（債務合計から充当可能財源を控除して算出）の割合で、西桂町の場合、債務合計が約37億円、充当可能財源等が約38億円で将来負担額がマイナスとなり350.0 %が早期健全化の警戒ラインですが、数値としては算定されません。

● 資金不足比率 ●

事業の規模に対する公営企業ごとの資金不足額の割合で、西桂町の場合、簡易水道特別会計及び下水道特別会計が該当となりますが、それぞれ黒字決算となっているため、数値としては算定されません。

詳細は、町ホームページにて公表しております。

<http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp>

全国交通安全キャラバン隊来町

内閣府特命大臣のメッセージを伝達

9月3日、内閣府の委嘱を受けて山梨県交通安全母の会連合会（岩間会長）が主宰する「全国交通安全キャラバン隊」が西桂町を訪れ、会長から地域住民が一体となった効果的な交通安全対策を要請する内閣府特命担当大臣（交通対策本部長）のメッセージを町長に伝達しました。

交通関係団体代表として、西桂町交通安全母の会会長渡辺春代さんが、「交通事故をなくすことは、私たち町民の心からの願いです。」と交通安全宣言を朗読しました。



総務課

国民運動

9月30日は

「交通死亡事故

ゼロを目指す日」

昭和43年以降で交通死亡事故がなかった日はありません。

国民一人ひとりがルールを守り、マナーを実践して、交通事故死ゼロの日を実現しましょう。

町からののお知らせ

建設水道課

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定について

山梨県が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、平成20年7月24日に西桂町内における「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」を下暮地及び倉見地区を中心に27箇所、指定しましたのでお知らせします。

これを受け、町では土砂災害警戒区域等公示図書を、「町ホームページ」に掲載しました。また、同図書は役場建設水道課窓口でも閲覧可能です。

お問い合わせ先 建設係



産業振興課

老後の安心！

農業者年金に加入しましょう

◆加入要件

国民年金の1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農業に従事している家族（配偶者・後継者）も加入できます。脱退も自由です。

◆保険料額

毎月の保険料は2万円を基本に最高6万7000円まで1000円単位で自由に設定でき、いつでも保険料の見直しが出来ます。

◆農業者年金の特徴

●長期に安定した制度です

将来の年金受給に必要な資金をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度です。

●80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は終身受給できますが、仮に、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した月の翌月から80歳までに受け取れる額を死亡一時金として家族が受け取れます。

●保険料助成が受けられます

農業所得が900万円以下で、加入期間が20年以上見込まれ、かつ一定の条件を満たせば、国から最高半額の保険料助成が出来ます。

●税制面で大きな節税

保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象になります。また、年金の運用益は非課税です。さらに、受け取る年金についても公的年金等控除の対象となります。

農産物生産者協議会に加入しませんか

「食の安全」が叫ばれている現在、農産物生産者協議会では新規の会員を募集しています。

「地産地消」「身土不二」など地元産の食材が見直されている今、皆さんの作った自慢の野菜をたくさんの方に提供していきたいと考えています。

◆活動内容

- ・毎週日曜日に朝市の実施
- ・グリーンセンター直売所での販売
- ・各種イベントでの直売
- ・学校給食への食材提供などを行っております。

◆対象者

「地産地消」に協力していただける農家の方・地元の子供たちに「安全・安心な野菜を食べさせてあげたい」とお考えの方・自慢の野菜をみんなに食べて欲しいとお思いの方・作りすぎて処分にお困りの方等々

◆地産地消とは

「地元で生産されたものを地元

で消費する」という意味で、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されています。

◆身土不二とは

中国の仏教用語で「風土と身体は一体」と言う意味。

人間が自分の足で歩ける範囲（四里四方）で採れたものを食べることが一番体に良いという食の信条です。

イノシシから農地を守る!!

◆「金網忍び返し柵」

イノシシはジャンプをする時、助走をつけずその場から踏み切ります。

その習性を利用し、金網の上部を折り曲げることによる錯覚でイノシシの侵入を防ぐ効果をアップします。

◆忍び返し柵の作り方

①網の縦棒が上面にくるように地面に敷きます。

②上から30cm（格子2つ半）に角材を当て、約30度の角度に手で引き上げます。

※両端、中央と3回に分けて曲げると楽です。

◆設置での注意点

1. 2m間隔で支柱を立て針金などで固定します。必要に応じて鋼線をU字に曲げたベグで設置地面を補強します。置石は掘り返しを誘い逆効果です。

自分の土地であっても、農地には様々な法律の規制があります。

農地に関しては、事前に農業委員会に相談しましょう!

農地の無断転用を防ごう!

◆農地転用とは?

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。

◆一時転用とは?

農地を一時的な資材置き場、作業員仮宿舍、土捨て場、残土の置き場、砂利採取場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。

農地の転用には許可が必要です。

農地は農業生産の基盤であり、食料の生産はもとより、景観・環境保全や防災など、重要な機能と役割も果たしています。しかし、一度農地以外のものにされると元に戻すことが難しく、許可なく勝手に農地以外のものに転用すると、計画的な土地利用ができず、周辺農業へ支障を生じることがあるなど周りの皆さんの迷惑になります。そのため、農地を転用する場合には、許可等の手続きが必要なのです。

◆農地転用の手続きは?

転用の手続きには、次の①・②の2つのケースがあります。

①農家が自分の所有する農地を転用する場合

(農地法第4条申請)

②事業者などが農地を買ったり借りたりして転用する場合

(農地法第5条申請)

①・②の申請に対する許可は、地元農業委員会を経由し知事が行います。但し、4haを超える農地転用の場合には農林水産大臣の許可となります。

農地を転用して住宅や工場等を建設する場合、農地法以外にも農振法や都市計画法等の他法令によって建設等が規制される場合があります。この場合には、他法令による許認可等が得られる見通しがない限り農地転用の許可は行われません。特に、農振農用地区域内農地は、原則転用できません。転用するためには区域からの除外が必要になります。

◆許可なく転用したら?

無断転用には厳しい罰則

許可を受けないで農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができ

ます。

無断転用(農地法第4条・第5条の違反)をした者は、3年

以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。(農地法第92条)

また、知事の原状回復命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。(農地法93条)

◆自分の農地に農業用倉庫等を建設する場合

自己の所有する農地を自己の農地の保全、利用増進のために必要な施設(耕作の事業のための道路、用排水路等)並びに自己の所有する農地を農業経営上必要な施設(農業用倉庫・作業場・畜舎等)に転用する場合、その面積が2アール(200㎡)未満のときは、「農業用施設のための転用届出書」の提出だけで済みます。但し、工事に着手する前までに、農業委員会へ届出をしてください。

【根拠法令】

農地法施行規則第5条第1項(農地の転用の制限の例外)

浄化槽を設置している皆様へ

浄化槽管理者(設置者)には次のことが義務づけられています。

1. 毎年1回の検査

2. 定期的な保守点検

3. 年1回以上の清掃

以上の事を怠ると浄化槽が機能せず汚水や汚泥が直接川に流れ出し近隣や下流の住民に多大な迷惑をかけてしまいますので必ずこれらの事を守ってください。

不燃ごみの分別に

ご協力ください。

●不燃ごみは、袋のまま出すのではなく、ビン・カン・不燃にしっかりと分けて、ごみステーションのコンテナに入れて出してください。

●カンのコンテナにビンを入れることはやめてください。

●ピンは中を洗い、キャップははずしてください。

●カンは中を洗い、つぶして出してください。

●コンテナの配置は設置場所が確保できるごみステーションに限られます。

また、ビン・

カンはできるだけ、毎月第2土曜日の資源化物回収に出してください。



問い合わせ先 環境係

猫の飼い方を 考えましょう！

昨年度山梨県で処分された子ねこの数は1499匹。その96%は、飼い主のいないノラネコが産んだ子ねこです。ねこは年に3回出産し、1回に約5匹の子ねこを産みます。子ねこは生後半年で成長し、出産するようになります。

飼えない子ねこを生ませたり、増やしたりしてませんか？

エサをあげるだけの飼い方は、飼い主のいない子ねこを増やす手助けをしていることです。

病気の予防・ケア、トイレのしつけ、人社会の中でねこ暮らしのためのマナーを守って飼いまししょう。

問い合わせ先

山梨県動物愛護指導センター

猫の飼養3原則
①屋内飼養
②不妊・去勢手術
③所有者明示
(首輪等)
をしつかり守り愛情と責任をもって飼いまししょう。



肝炎インターフェロン治療費の助成を行っています

福祉保健課

お知らせ・町からのお知らせ

B型肝炎、C型肝炎のインターフェロン治療に対する助成が受けられます。

現在治療中の方、これから治療を始める方は最寄りの保健所又は健康増進課までお問い合わせ下さい。

- ◆対象者 山梨県在住の方（山梨県内に住民票又は外国人登録のある方）
B型慢性活動性肝炎、C型慢性肝炎及び代償性肝硬変の認定基準を満たし、保険適用となっているインターフェロン製剤による治療を受けられる方
- ◆助成の内容 各種保険診療の請求額から世帯の市町村民税額に応じた自己負担額（1万、3万、5万）を除いた額を国と県が助成します。
- ◆手続きに必要な書類等
 - ・受給者証申請書 ・診断書 ・保険証の写し
 - ・住民票（申請者の属する世帯全員が記載されているもの）
 - ・市町村民税課税証明書（申請者及び住民票に記載されている世帯全員のものが必要）
- ◆申請窓口 保健福祉事務所（峡北支所を含む）地域保健課
- ◆問い合わせ先 最寄りの保健福祉事務所（保健所）
又は健康増進課 ☎055-223-1494 FAX055-223-1499
<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenko-zsn/80408314857.html>

肝炎ウイルス検査が最寄りの医療機関で無料で受けられます

B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス検査が最寄りの医療機関で無料で受けられる緊急肝炎ウイルス検査事業を行っています。

- ◆期 間 平成20年4月1日～平成21年3月31日（今年度限りです。）
- ◆受診方法 最寄りの保健福祉事務所（保健所）に受診券を電話で申請してください。
受診券を郵送いたします。
受診券到着後、県と契約を結んでいる医療機関（県内234箇所）で検査を受けます。
- ◆対象者 肝炎ウイルス検査を受診したことのない者
今年度職場やお住まいの市町村で肝炎ウイルス検診を受ける機会のない者
- ◆問い合わせ先 最寄りの保健福祉事務所

中	北	☎055-237-1403
峡北支所		☎0551-23-3074
峡東		☎0553-20-2752
峡南		☎0556-22-8158
富士・東部		☎0555-24-9035

健康増進課感染症担当 ☎055-223-1494
<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenko-zsn/08415883422.html>

小児の保護者
の皆様へ

富士・東部地域の新たな小児救急医療体制が 10月30日(木) からスタートします

- 休日や夜間に、お子さんが急に発熱したり、体に異変が起きたときの受診先として、小児科医による小児救急医療の拠点（小児初期救急医療センター）が富士・東部地域にオープンします。
- 軽症患者は、富士吉田市内に設置する「小児初期救急医療センター」で診療を行い、入院が必要な重症患者は、富士・東部地域の3つの病院（富士吉田市立病院、山梨赤十字病院、都留市立病院）が交替で対応します。

受付時間・診察時間

	受付時間	診察時間
平 日	午後 7 時 30 分～ 午後 11 時 30 分	午後 8 時～ 午前 0 時（深夜）
土 曜 日	午後 2 時 30 分～ 午後 11 時 30 分	午後 3 時～ 午前 0 時（深夜）
休 日 (日曜、祝日、年末年始 12/29～1/3)	午前 8 時 30 分～ 午後 11 時 30 分	午前 9 時～ 午前 0 時（深夜）

場 所 富士吉田市緑ヶ丘 2 丁目 7-21
(富士北麓総合医療センター 2 階)

連絡先 ☎ 0555-24-9977



留意事項

- ・予約の必要はありませんが、あらかじめ電話でセンターの状況などをご確認ください。
- ・頭部打撲、やけど、ケガ、骨折等の外科的疾患については対応できません。
また、異物の飲み込みについても対応できない場合がありますので、あらかじめ電話でご確認ください。
- ・この体制は、従来の小児救急医療体制に替わるものであり、今後、上記の時間内の軽症患者につきまては、全てこの新しいセンターで診察を行うこととなりますのでご注意ください。
- ・受付時間終了後の小児の初期救急患者の診察は、甲府市内の小児初期救急医療センターで対応します。
(場所：甲府市医療福祉会館内(甲府市幸町 14-6)
連絡先：055-226-3399)

ぴゅあ富士フェスティバル2008

聞いてなっとく 知ってなっとく 語ってなっとく 男女共同参画社会～広がるほほえみの輪

10月18日(土)	オープニング 9:20～	活動発表 3F 10:00～ ぴゅあ富士を拠点に活動している団体の日頃の成果を発表します	ミニコンサート 1F 12:40～ 都留文科大学マンドリンクラブによるミニコンサート 美しい音色をあなたの心に届けます	講演会 「私もあなたもイキイキ生きる」 講師 金香百合さん
-----------	-----------------	--	--	-------------------------------------



10月19日(日)	いいものをゲットしてください 日頃できない体験も、この機会にどうぞ 1F・2F	☆パフォーマンスの発表 ☆ワークショップ 3F 12:30～
-----------	---	--------------------------------------



コール河口湖による合唱



15:00～

バザー・ワークショップ ぴゅあ富士フォーラム アトラクション 閉会式

展 示
17日 13:00～
18日・19日 9:30～

一時保育
子育て中の方にゆっくり楽しんでもらうために、就学前のお子さんの保育をします。

どなたでも大歓迎
ぜひ来てね！
当日のお弁当販売
あります

開催場所

県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ富士）
〒402-0052 都留市中央 3 丁目 9-3
TEL0554-45-1666 FAX0554-45-1663

「富士山ナンバー」 にしませんか！

～山梨県運輸支局「富士山ナンバー」出張交換会～

富士五湖広域行政事務組合では11月4日から交付開始となる「富士山」ナンバー誕生に伴い、山梨運輸支局の出張による車両のナンバー交換を限定60台（富士吉田市・西桂町分）で次のとおり行います。なお、障害のある方は、あらかじめご相談ください。

1. 申し込み対象車両（次の項目すべてに該当する車両）

- ① 車検証に記載されている使用の本拠地が、富士吉田市、西桂町、であること。
- ② 普通乗用車（3ナンバー、5ナンバーの一般ナンバーに限る）の番号変更であること。
- ③ 所有者と使用者が同一かつ本人名義で、住民票と同一住所であること。
- ④ 自動車検査証の住所、氏名に変更がないこと。
- ⑤ ペイント式ナンバーであること。また、字光式からの変更でないこと。
- ⑥ 交換当日各会場に当該自動車により来場し、自分でナンバーを取外し、取付けできること。
- ⑦ 容易に車台番号の確認ができる車両であること。

（10月24日(金)までに富士五湖広域行政事務組合に来庁し、事前申請が可能な方。）

2. 日時・場所 11月5日(水) 午後2時～午後3時 道の駅富士吉田駐車場

3. 実施台数 60台限定 **4. 費用** 1,545円

5. 申込方法

往復はがきに①住所・郵便番号、②氏名（ふりがな）、③自動車ナンバー（例：山梨300ふ12-34）、

④自宅電話番号及び携帯電話番号、を記入し

〒403-8599 富士吉田市下吉田1896

富士五湖広域行政事務組合振興課「富士山ナンバー」係 まで

10月16日(木) 必着。または富士五湖広域行政事務組合振興課窓口へ持参

6. その他

①申込者多数の場合は抽選とし、結果は速やかにご連絡いたします。当選者には、下記により事前申請を行なっていただきます。（詳細については、ご連絡いたします。）

※事前申請期間 平成20年10月20日(月) から10月24日(金)までの間(午前8時30分から午後5時まで)

※事前申請場所 富士五湖広域行政事務組合 振興課

②富士吉田市並びに西桂町以外にお住まいの方は交換日が異なります。

③今回の出張交換会では希望ナンバーは選択できません。

●富士山ナンバーに関する問い合わせ先●

富士五湖広域行政事務組合（富士五湖消防本部隣）振興課

TEL 0555-23-5270

平成20年度「北麓ファミリースポーツフェスティバル」

【期 日】 平成20年11月3日(月)

【場 所】 富士北麓公園 陸上競技場（雨天時は体育館で実施）

【対 象】 家族グループ（必ず成人1名が入る事）

小学生グループ（小学生だけで構成）

※1グループ4名とするが3名または5名でも可

【定 数】 50組 【参加料】 1組 200円

【申込み】 (方法)所定の申込み用紙に必要事項を記入し、窓口・FAX・メール・郵送のいずれかにて富士北麓公園事務所まで。
メールの場合はホームページからダウンロードしメールに添付する。代表者などの氏名を明記する事。

(期間) 平成20年10月1日(水)～10月27日(月)

【問い合わせ】

(財)山梨県体育協会 富士北麓公園管理事務所

TEL: 0555-24-3651 FAX: 0555-24-3368

西桂町男女共同参画推進 委員会からのお知らせ！！

8月15日に開催された「夏祭り」の灯籠に男女共同参画に関しての4コマ漫画とキャッチフレーズを入れて推進活動を行いました。皆さんの考えるきっかけになれば幸いです。



商工会・ 開業相談会のご案内

西桂町商工会では、町内で新規で事業を起こしたいという方に対し、「開業相談会」を開催いたします。

ビジネスプランの作成相談から、新規開業資金、助成金、確定申告、労働保険、社会保険の各種届出などの手続き相談などについて、お受けいたします。

ゆつくりと相談時間が取れるよう、予約制とさせていただきますので、参加ご希望の方は、西桂町商工会に事前にお申込みください。

日時 10月23日(木)

午後7時～午後9時

10月26日(日)

午前10時～午後3時

相談員 商工会職員

お問い合わせ先

西桂町商工会

☎25・2015

行政相談を利用して みませんか？

行政相談週間行事として、西桂町管内は、行政相談委員が皆様の苦情や意見・要望をお受けします。行政手続きについてお困りの方は、何でもご相談ください。

地域福祉活動



日時 10月16日(木)

午後3時～午後4時30分

場所 西桂町役場

内容 税金、年金、道路、河川、交通安全、建築確認等

相談員 行政相談員 川村静男

山梨県行政評価事務所職員

お問い合わせ先 総務課総務係

県下一斉無料法律相談会 の開催について

日時 平成20年10月27日(月)

午後1時～4時

弁護士 小宮山新吾先生

相談者人数 6名

(相談時間ひとり30分)

法律的なご相談でしたらどんな内容でも受付けます。

※予約制となります。

※予約受付は10月24日(金)までです。

※予約受付時間は平日、9時～12時、13時～17時です。

問合せ・予約先

総務課法律相談担当

☎25・2121

赤い羽根共同募金

―今年も、皆さんの温かい―

ご協力をお願い致します―

今年も、10月1日から赤い羽根共同募金運動が全国一斉に展開されます。この運動も、今年で第62回目となりますが、赤い羽根の支援を希望する施設や団体、グループは今年もたくさんあります。

皆さんのさらなるご理解とご協力を頂きますよう心からお願い致します。

身障福祉社会見学バス

8月31日(日)、身障福祉社会見学バスを実施しました。今年は、さいたま市にある鉄道博物館を見学、その後川越の街を散策しました。

雨が前日まで降り続いていたので、心配したのですが、見学・散策とも雨の影響を受けずに行え、大変楽しい一日を過ごすことが出来ました。

「ひとり親家庭ふれあいバス」

参加者募集

「ひとり親家庭ふれあいバス」の参加者を、下記のとおり募集します。

実施日 11月16日(日)

場所 東京ディズニーランド

参加費 大人 2,000円

小学生以下 1,500円

定員 先着40名

申込日 10月14日(火)から10月24日(金)まで

町内にお住まいの、ひとり親家庭のご家族の方に限ります。また、小学生以下の方は、保護者同伴でご参加下さい。

お問合せ先 西桂町社会福祉協議会

☎25・3300

小学校福祉講話集会

9月5日(金)、西桂小学校で福祉講話を行ないました。講師の話に一生懸命耳を傾ける児童の姿が、とても印象的でした。



いきいき交流会敬老会に参加

9月4日(木)に行われた敬老会で、6会場のいきいき交流会参加の皆さんが、ボランティアさんと一緒に歌を披露しました。それぞれの歌声に、会場の皆さんから大きな拍手を頂きました。



温かい善意を
ありがとうございます

長野電気さん タオル100枚
岩田たけ子さん 紙おむつ2袋
舟久保隆時さん ベルマーク
長田由美さん ベルマーク
渡辺絹江さん 紙パット3袋
牛田武文さん 紙パンツ5袋

児童館活動報告

8/2 パソコンクラブ 夏休み公開教室 第2弾 「ペーパークラフト」



小川健さんを講師にパソコン教室を開催しました。低学年の子ども達の参加が多かったですが、わかりやすく教えて頂きました。こども達も楽しそうに絵柄を選び、切り取ったりのり付けしたりと頑張って組み立てました。

8/2 みずあそび



水鉄砲を持ってきて打ち合ったり、水風船の的当てやトイレットペーパーの早落し大会などプール以外にも水を使った遊びを楽しみました。

8/30 「和菓子作り」



栄養士の新田裕理さんを講師に「きな粉だんご」と「白玉クリームあんみつ」を作りました。こども達は材料が解けて変化していく様子に興味津々で、順番に混ぜたり丸めたりと楽しく作りました。自分で作った「和菓子」はとてもおいしくお腹いっぱい食べました。

自然体験キャンプ

8月7・8日、なかとみ青少年自然の里において自然体験キャンプを行いました。初めて作った「おざら」ととてもおいしくお腹いっぱい食べました。砂金取りに和紙作りと盛りだくさんの体験活動、仲間と力を合わせて取り組んだ班活動。自然のすばらしさを感じながら大好きな友達と過ごした2日間は、夏休みの楽しい思い出となったことと思います。



ひよこ学級活動報告

8/20 「みずあそび」

プールの他にも工作・色水・しゃぼん玉のコーナーを用意しました。お母さんと一緒に「あわあわヨーヨー星人」を作ったり、おもいおもい好きなコーナーで水遊びを楽しみました。



母親クラブ活動報告

8/22 「バーベQ」

8月22日(金)、グリーンセンターにおいて「バーベQ」を楽しみました。子ども達の人気メニューはウインナーと焼きそば・つくねでした。小学生のお兄ちゃん、お姉ちゃん達に水風船などで遊んでもらいながらみんなで楽しく過ごしました。また来年もやりたいと思います。



保 育 所



年長児敬老会参加

9月4日(木) YLO 会館にて開催された敬老会に年長児が参加しました。日頃取り組んでいる歌や手話を披露し、おじいちゃん、おばあちゃんに喜んでいただくことができ、子ども達も嬉しかったようです。

県民の日富士吉田会場

◆開催概要

日時 平成20年10月25日(土)
午前9時30分～午後3時
場所 富士北麓公園
内容 市町村の特産品の販売・屋台
フリーマーケット等

◆フリーマーケット出店者の募集

募集内容 区画数25、出店料500円
※定員になり次第締め切り

◆問合せ・申込み先 山梨県県民生活課
県民の日富士吉田会場実行委員会
事務局 電話 0555-223-1350

お詫びと訂正

広報9月号12ページに掲載しました
マイカル先生の名前に誤りがありました。

誤：マイカル・ダニエル先生

正：ギブソン・マイカル・アレン先生
お詫びして訂正いたします。

人口と世帯

平成20年9月1日現在

男 2,368人 (-4)
女 2,461人 (±0)
合計 4,829人 (-4)
世帯 1,496世帯 (+2)

8月届出

倉本 下 柿 おくやみ(死亡) 上 倉 おめでた(誕生) 慶弔
見町 暮 地 園 町 見
渡小 前 牛 永 佐
邊野 田 田 井 藤
鐵峰 税 みつゑ 遼 義
郎子 太郎 岳 紀
雅 毅 秀 泰 親 義 保
雄 雄 一 行 族 岳 栄 護
者

10月・11月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10月の納税 町 県 民 税 第3期 後期高齢者医療保険料 第4期			10月 1 ●ひよこ学級(さつまいも掘り) am9:30～ (倉見地区農園)	2	3 ●結核住民検診(各地区) am9:00～pm4:00	4 ●料理教室 am10:00～(児童館) ●中学校図書室一般開放日 am9:00～pm3:00
5	6	7 ●マタニティクラス am10:00～ (いきいき健康福祉センター) ●親子遠足(保育所)	8 ●3歳児健診 pm1:15～ (いきいき健康福祉センター)	9	10	11 ●児童館休館 ●資源化物回収 am7:00～am8:00
12 ●第48回町民体育祭 am9:00～ (町民グラウンド)	13 ●マタニティクラス am10:00～ (いきいき健康福祉センター) ●「ねんきん特別便」 無料相談所開設 am9:00～pm4:00(役場)	14 ●マタニティクラス am10:00～ (いきいき健康福祉センター) ●「ねんきん特別便」 無料相談所開設 am9:00～pm4:00(役場)	15 ●1歳6ヵ月児健診 pm1:15～受付 (いきいき健康福祉センター)	16 ●行政相談 pm3:00～pm4:30 (役場)	17	18 ●児童館休館 ●祖父母の会(保育所)
19	20	21 ●マタニティクラス am10:00～ (いきいき健康福祉センター)	22 ●乳児健診 pm1:30～ (いきいき健康福祉センター)	23 ●5歳児健康相談 pm4:00～ (いきいき健康福祉センター)	24	25 ●バドミントン教室 am10:00～(児童館) ●中学校図書室一般開放日 am9:00～pm3:00
26 ●第30回町民文化祭 囲碁大会 am9:00～pm5:00 (YLO会館)	27	28	29	30	31	11月 1 ●児童館休館 ●未満児の会(保育所)
2 ●第30回町民文化祭 am9:00～pm9:00 (YLO会館)	3 ●第30回町民文化祭 am9:00～pm4:00 (YLO会館)	4	5 ●ひよこ学級(保育所交流会) am10:00～	6 ●子育てセミナー am10:00～ (いきいき健康福祉センター)	7 ●育児学級 am10:00～ (いきいき健康福祉センター)	8 ●児童館休館 ●資源化物回収 am7:00～am8:00
9	10	11	12	13	14 ●育児学級 am10:00～ (いきいき健康福祉センター)	15 ●モールで小物作り am10:00～(児童館)

行事予定・人のつぎ